

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬萊 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (282189)
地域名 (地域内農業集落名)	河合地区 (三和町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 5月19日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

当地区は、農業者の平均年齢が68歳と高齢化が進み、また、後継者不足といった課題がますます顕著になってくる。地区外農業者の作付面積が9.2ha(地区内耕作28%)と多く、遊休地の発生が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、担い手が当地区の農地を守っていく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、地区内の耕作できなくなった農地を担い手が借り受け、耕作をしていく必要がある。

【地域の基礎データ】

農家戸数40戸の内 農業者:19人(うち50歳代以下3人)、集落営農組織なし

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

ヒノヒカリの水稲が主要作物としつつ、現在の耕作地の継続的な維持を図る。
今後、離農や規模縮小する農家が発生した場合は、基本的には隣接農業者へ耕作を打診していくことをルール化し、地域全体での耕作放棄地が発生しないような管理を進める。
また、認定農業者や新規就農者等、地区内外から耕作者を募り、受け入れも視野に入れた対応も今後検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある未整備農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
離農、規模縮小が生じた場合、隣接農業者を中心に集積、集約化を図り、農業員会等と調整し農地バンクを通じて進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際、農業委員会等と調整し、所有者の貸し付け移行時期に配慮する。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
基盤整備事業は完了しており、大規格化等の事業の計画はない。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
地区内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、小野市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
作業の効率化が期待できる作業は、兵庫みらい農業協同組合への委託を検討する	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦担い手が耕作できない農地の管理(住宅地周辺の小さな農地)については、野菜の栽培や多面的機能支払交付金の活用による管理を行う。